

適時調査に伴う診療報酬の返還について

令和6年8月19日に近畿厚生局による「施設基準等に係る適時調査」を受けた結果、「緩和ケア病棟における施設基準の届出条件を満たしていない期間がある」との指摘を受けたことから、自己点検を行い、該当する診療報酬を自主返還することとしました。

この度、金額等の全貌がほぼ明らかになってきたことから、改めて報告を行うものです。

1. 指摘された内容

緩和ケア病棟がある7階西病棟で夜勤の看護を行う職員について、本来、看護師2名以上で看護を行う必要がありますが、1か月の内7日程度、准看護師と看護師の2名体制により看護を行った日があったことから、看護師の必要数を満たしていないと指摘を受けたものです。

2. 返還する内容

令和3年7月から令和6年8月までの間における、緩和ケア病棟入院料と急性期一般入院料との差額を返還します。

対象患者数 : 452 人

返還予定金額 : 321,341,120 円

(内訳) 国保 : 265,611,685 円

社保 : 49,210,214 円

患者 : 6,519,221 円

※現在、近畿厚生局及び各保険者において、本院の自己点検の内容について精査が行われています。

3. 予 算

患者の皆様に、出来る限り早い時期に返還する必要があることから、6月定例会議会において補正予算を提出します。

病院事業費用 : 321,782 千円

(内訳) 診療報酬返還引当金繰入額 : 321,342 千円

通信運搬費 : 440 千円